

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0836)

本審議会 第453回

令和5年8月2日 公開

開催日時	令和5年8月2日（水）		15時29分～16時40分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室			
開催状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人	
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人	
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人	
主要議題	<p>1 群馬県最低賃金専門部会の審議状況（中間報告）について 2 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について 3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）</p>			

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻より少し前ですけれども、皆様お集りなので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名の合計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。</p> <p>また、本日は傍聴される方が5名おりますことを合わせてご報告</p>
-----	--

	いたします。
事務局	<p>賃金室長の木村です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず本日、手前どもの橋本部長が急遽所要のため欠席させていただいております。ご容赦いただきたいと思います。</p> <p>それではただいまから、第 453 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事の進行につきましては、谷口会長にお願ひいたします。</p>
会長	<p>はい。会議次第に従いまして、進めて参ります。</p> <p>これから意見陳述を実施いたします。</p> <p>意見陳述は 4 名の方が行います。各人の持ち時間は 5 分となっておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、意見陳述をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。陳述をされる方を順にお呼びいたしますので、前に出ていただいて意見陳述をお願ひいたします。陳述が終わりましたら、元のお席にお戻りいただきたいと思います。</p> <p>では初めに、群馬県労働組合会議の [REDACTED] 様、よろしくお願ひいたします</p>
[REDACTED] 陳述人	<p>それでは、群馬県労働組合会議事務局長の [REDACTED] でございます。</p> <p>座ったまま、お話させていただきます。</p> <p>群馬県労働組合会議は、以下に述べる理由により、群馬県の地域別最低賃金をただちに 1,000 円以上に引上げ、1,500 円の実現を目指すこと、及び全国一律最低賃金制度創設と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。</p> <p>中央最低賃金審議会は、物価高騰を考慮して目安額を 4.3% 引き上げるとしましたが、これでは物価高騰を後追いしただけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にも繋がりません。今年の最低賃金の改定にあたっては、物価の高騰から労働者の生活を守るためにも、物価上昇率を大幅に上回る引上げを求めるものです。</p> <p>現在の最低賃金には、2 つの大きな問題があります。</p> <p>一つは、あまりにも低額であるということ。二つには、あまりにも都道府県間の格差が拡大してしまったことです。</p> <p>資料を用意しましたので、ちょっと小さくて見づらいですが、ご覧いただければと思いますけれども。表 1 は、全労連の各地方組織が、全国 27 都道府県で 48,000 人を超える人たちの協力で取り組</p>

んできた最低生計費試算調査の結果の抜粋でございます。これによれば、全国どこでも 25 歳単身で、月額 24 万円、時間額 1,500 円以上が必要との結果が示されています。人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが、この結果から分かります。これに比べて、群馬県の最低賃金額 895 円は 6 割にも満たず、これでは自立して人間らしく暮らすことは極めて困難です。

海外に目を向けると、表 2 のようになっています。ドイツやフランスでは物価高騰にも対応し、1 年で 3 回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引上げに取組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金は低水準にあり、旧 C・D ランクの多くの地方は韓国 990 円よりも低くなっている。これが現状です。

最低賃金の二つ目の大問題である、都道府県間の格差拡大について述べます。

表 3 に示しているように、ランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006 年の 109 円から 2022 年には 219 円と、格差は 2 倍以上に広がっています。また、表 4 に示したように、最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。是非国に、全国一律最低賃金制度の創設を求めるなどを、最低賃金審議会の答申に盛り込んでいただければと思います。

最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって、地方経済の疲弊も招いています。最低賃金 1,500 円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと、消費購買力向上による、日本経済の好循環をも生み出すことになります。

しかし、そのためには、行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。群馬地方最低賃金審議会は、昨年 8 月 12 日の答申において、前年度に引き続き中小企業支援について言及し、中小企業の賃上げのための環境整備、及び、直接的、即効的、かつ、手続きの簡素化さ

れた支援策をさらに拡充することは、労使共通の要望であるとしました。私は、2年続けて答申に最低賃金引上げのための中小企業支援策の要望を盛り込んだことを、高く評価するものです。

私たちは以前より、最低賃金引上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めていました。今年度の答申においても、国や県に、中小企業支援の抜本的強化を実現するよう、強く求めてください。

そのことを最後に申し上げ、群馬県労働組合会議からの意見陳述とします。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

次は、コープネットグループ労働組合の、[REDACTED]様、お願いいいたします。

[REDACTED]陳述人

生協労連コープネットグループ労働組合群馬県支部の、中央執行副委員長[REDACTED]と申します。よろしくお願いいいたします。

2023年度の最低賃金の審議にむけた意見書を述べさせていただきたいと思っております。

私たちの労働組合は、パート労働者など非正規雇用が7割を超える労働組合であります。ですので、圧倒的に時間給で働く方が多いという特徴がありますので、その仲間を代表して今日述べさせていただきたいと思っております。

2023年度の最低賃金改定にあたって、最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するものだと考えております。しかし、この間のコロナ禍と急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らししがひっ迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増していると考えております。

最低賃金近傍で働く非正規労働者にとっては、非常に大きな影響を受けるところだと思っております。

昨年の2022年度の最低賃金の改定では、群馬県は目安額どおりの30円の引上げで決定をしておりますので、最賃額は895円となっております。ですので、この結果は物価上昇率に届かない改定率に留まっているということになっております。

他国では、急激な物価上昇に対応するため、年に何度も最低賃金を引き上げた例があります。とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のために、過去に例がなくとも検討すべきと考えさせていただいて、今年1月には、群馬労働局長あてに最低賃金の改定の再要請を提出させていただきましたが、残念ながら年度内の再

改定は実現しませんでした。再改定を求められた主旨を受け止めていただいて、2023年度の最低賃金審議会での議論をしていただきたいと考えております。

二つ目に、生協労働者の暮らしの実態を書かせていただいております。

コロナ禍に続く急激な物価上昇から生協職場で働く従業員の暮らしも非常にひっ迫しております。「新型コロナの収束も見通せないで物価が上昇し、日々の生活がどんどん苦しくなっています。切り詰めるものにも限界があります。」や、「値引きシールが貼られているものしか買えません。」ということです。あと、「長らく生協で働いてきておりますが、食品の質を落とすしかない。」というよう決断されている方もおります。また、「体が動くうちは生協で働きたいと思っていますが、高年齢のため体が厳しいです。でも、医療費を出す余裕がないので病院には行かず、だまし、だまし働いています。」という声も上がっております。

三点目に、すべての人の最低生計費を保障する最賃制度の確立をお願いしたいと思っております。

先ほど、群馬県労働組合会議の報告にもありましたけれども、私たちが加盟する全労連では、最低生計費試算調査を実施しております。科学的根拠に基づいて、全国どこでも単身20代が普通に暮らしていくために必要な経費は、月額約23万円が必要という結果が出ておりますので、私たちが長年、最低賃金の全国一律制の実現を求めてきた結果、最低賃金を全国一律制度にしていこうという声が、様々な団体や国会議員の間でも広がってきております。私たちが毎年取り組んでいる、全国一律最低賃金制を求める国会要請で紹介議員になっていただける方が、2022年は104名、2023年は121人と、増えてきております。

中央最賃審議会は、10月の改定から3ランク制へと今回変更するということが決められておりますが、私たちが求めている全国一律制に照らせば、この変更はまだまだ不十分だと考えております。

全労連では現在、全国一律の最低賃金制度にしていくために、最低賃金法を改正していく4つのポイントについても、国会議員との合意形成を進めようとしております。全労連が考える最低賃金法改正の4つのポイントとは、「公務員へ適用すること」、「中央と地方の各審議会の役割を整理すること」「決定要素から事業の支払い能力を削除すること」「中小企業支援策の国への義務付け」を求めております。ですので、このような経過を踏まえた検討がなされることを、期待しております。

	<p>四点目。最低賃金の引上げは、中小企業支援策とセットでということです。</p> <p>こちらは、先ほど群馬県労働組合会議のところでも含まれおりましたので、割愛をさせていただければと思います。</p> <p>五番目。開かれた議論をお願いしたいと思っております。</p> <p>各地方最賃審議会では、広く意見を求め、審議会での議論の内容を公開していく方向で進んでいます。少しづつ改善をしていただいておりますが、鳥取のところは2008年以降、完全公開ということで、意見陳述の実質化と傍聴の自由化を確立させ、定着してきました。隣の埼玉県でも、2019年から意見書提出者が意見陳述出来る時間を設けるようになりました。今年度の審議会では意見陳述について昨年までの倍の時間を確保する方向で準備が進んでいます。直近で聞いた話では、新潟県でも専門部会が公開されるということを聞いております。群馬の最賃審議会は、残念ながら今年も専門部会は非公開とすることが確認されておりますが、議論の過程の透明性や公平性を高めるための改善を、今後も進めていただきたいと要望をさせていただいて、意見陳述を終わらせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次は、群馬県医療労働組合連合会の、[REDACTED]様、陳述をお願いいたします。</p>
[REDACTED]陳述人	<p>県内の医療機関・介護施設で働く労働者で組織しております労働組合、群馬県医療の書記長・[REDACTED]と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ケア労働者の立場として、本日意見を述べさせていただきます。着席で失礼いたします。</p> <p>コロナ禍、ケア労働者の過酷な労働現場や実態は、様々なところで報道されてきましたので、皆様の目にしたり耳にしたりしていることだと思います。その中で専門職に関わらず、そこで働く労働者の賃金は、社会的な役割に見合わない低賃金に据え置かれたままです。</p> <p>地域が打ち出したケア労働者の賃上げのほとんどが手当で止まっています。政府が宣言した手当は、看護師、大病院や救急車を一定数受け入れる病院の看護師のみ月1万2千円の手当。クリニックや診療所、訪問看護師には1円も手当がでない。そういう中で基本給にしか支払われず生活が出来る。そこでやはりお給料という</p>

ところが生活の糧になっている。そういういたケア労働者が多くいます。

今回その中でも支給対象、全看護師の中で、資料にも添付しましたが、35%にとどまっており、その施設も1.5%。いかに看護師の中でも、その手当、その範囲にあったのが限定的であるか。そういうところが明らかになっています。これは介護職員も同様です。同じ法人、同じ会社の中で働いていても、もらえる人ともらえない人。同じ仕事をしているのにというところで、かなりの分断と差別、そういうところが現場では生まれています。

県内で、国家資格を持った看護師、初任給は16万から20万程度です。民間の看護師の給与調査の結果では月収30万といわれていますけれども、これは住宅手当や交通費、また夜勤協定を大きく越えた夜勤手当、残業代全てが入ってです。夜勤のない職場で働く看護師は驚くほど賃金が低い。そういういた実態をご存じでしょうか。私立の看護大学は学費だけで4年間で500万円を超える。その他に教材費や生活費などが必要になります。一般の大学生も同様ですが、卒業と同時にその数百万円の借金を背負い、毎月の低い給与から3万円から8万円、それを返していきます。そのため、生活の質を下げている。そういういた実態があります。

介護職員も保育士の初任給も、高卒初任給とほぼ同額です。介護職員は、夜勤手当を含んでもグラフのとおり他産業と7万円以上賃金差がある。そういういた実態があります。その中でも人が足りない。のために、給与が足りないからダブルワークをする、トリプルワークをする、そういういた現実があります。それで県民が望む、安心安全の介護が成り立つでしょうか。経営者から考えても、優秀な人材の確保、しかも安定した人材の確保が必要だと考えています。しかし、生活できる賃金が得られなければ、安定した人員を確保することもできません。訪問看護師や保育士など、ケア労働者全体の大幅賃上げを強く求められています。

診療報酬・介護報酬は全国一律ですが、賃金実態は地域間の格差が多く、地域別最低賃金のその格差とリンクしています。県内でも895円、最低賃金で働くケア労働者が多くいますが、これは新卒ではありません。40代、50代の職員が、その最低賃金で働いています。いざ働いても生活出来ず、家族を養えず、子育てができないために退職していきます。この地域間格差を是正して、大幅な最低賃金を引き上げること。それが、様々な職業の人員不足解消の一歩だと考えています。大幅な最低賃金の引上げは本当に大きな喫緊の課題だと、是非この場で述べさせていただきます。

今回、中賃が掲げた「40円」が、目安の引上げ額では関東首都圏

どころか北関東他2県も引き上げるので、最下位のままになってしまいます。魅力ある群馬県であるならば、目安に拘らず最大限の賃上げを行うべきです。子育ても介護も医療も、使用者も労働者も、安心して生活できる、魅力ある群馬県といえる賃金の確保を、できるだけ最低賃金40円よりも上積みの引上げ、更に改めてお願ひし、意見陳述といたします
よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

では最後、群馬県自治体一般労働組合の、[REDACTED]様、陳述をお願いいたします。

[REDACTED]陳述人

私は、群馬県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者を組織しています、群馬県自治体一般労働組合の執行委員長の[REDACTED]です。本日はこういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。着座にて失礼します。

物価高騰により生活はますます苦しくなっており、今こそ最低賃金を大幅に引き上げて、賃金水準の底上げが必要だと思います。円安や物価上昇に対応するため、最低賃金の改善による地域間格差の是正と、中小企業への大幅な財政支出などによる、地域循環型経済の確立が、今こそ最重要の課題ではないでしょうか。

今年は、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告で、ランク区分の見直しが報告され、A、B、Cの3ランクとなりましたが、地域間格差の解消には触れていません。群馬の最低賃金は895円に対して、東京は177円、埼玉は92円、栃木は18円、茨城は15円の格差が生じており、関東では群馬だけが800円台にとどまっており、毎年格差が拡大しています。今年の地方最賃審議会では格差是正のために、目安に上乗せした賃金をよろしくお願いしたいと思います。何としても、関東最下位から脱する格差是正に向けて、大幅な引上げが必要だと思います。

自治体非正規職員の賃金は、2022年の県内全自治体の調査によりますと、群馬県の最低賃金895円に対して、一番低い職種の時給は最低賃金より低い866円。同額の895円が5自治体。それから、897円が17自治体。900円台は13自治体しかありませんでした。公務労働者の長年に渡って低賃金が続く中、苦しい生活を抜け出すために、最低賃金の大幅な引上げ以外には解決はありません。

現行の最低賃金では、8時間働けば普通に暮らせる賃金、ダブルワークせずに暮らせる賃金とはなりません。また、私どもの上部団体である全労連による最低生計費調査結果では、全国どこでも大

	<p>差なく、月額 24 万円、時給にして 1,500 円は必要です。現行制度では、地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金の確立を、早急にお願いします。</p> <p>私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間 1,000 円以上引き上げ、生計費原則に基づいて、1,500 円を目指すことを強く求めます。署名等も提出してあるように、この趣旨です。最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正を強く求めます。</p> <p>最後ですが、審議会の透明性を高めるために、専門部会の公開を実現して下さい。</p> <p>以上です。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>意見陳述をされる方は、以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>これで意見陳述を終了いたします。</p> <p>次に、議題 3 の群馬県最低賃金専門部会の審議状況等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。第 1 回目の専門部会を、7 月 27 日に開催しております。</p> <p>専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、7 月 5 日に候補者の推薦に関する公示を行い、各関係団体から推薦をいただき、お手元の資料 1 の名簿のとおり任命されております。</p> <p>第 1 回目の専門部会では、運営規程や運営方針につきまして、ご審議をいただきました。また、事務局から調査審議に使用していたく資料を配布しております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>群馬県最低賃金専門部会の状況について、説明がございました。質問等ございましたら、お願いいいたします。</p>
	<p>【特になし】</p>
会長	<p>はい。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>中央最低賃金審議会の目安答申の伝達につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。7月28日に、中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対して、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安の答申が行われました。</p> <p>お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。</p> <p>答申は、答申文と別紙1、別紙2からなっております。</p> <p>答申文を読み上げて、報告とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【答申文朗読】</p> <p>以上が本文となります。</p> <p>そして、令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安額につきましては、別紙1の1のように、Aランクが41円、Bランクが40円、Cランクが39円と提示されております。群馬県が属するBランクは、引上げ額の目安が40円ということでございます。</p> <p>別紙1の2以下では、(1)におきまして、目安小委員会では、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく丁寧な議論を行うことを踏まえ、骨太の方針にも配意して、三要素を考慮した議論を行ったとされております。</p> <p>その3要素にかかる評価につきましては、その下ア、イ、ウのとおりでございます。</p> <p>これらにより、各ランクの引上げ額の目安の評価を、3ページのエ、「各ランクの引上げ額の目安」でまとめられております。4ページの「これらを総合的に勘案し、・・・」というところからになりますが、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するにあたっては、4.3%を基準として検討することが適当とされております。そのうえで、地域別最低賃金が低い地域の負担を考慮して、1円の差をつけているということでございます。</p> <p>一方で、中小企業・小規模事業者の負担増についても対応を必要としており、生産性向上の支援や価格転嫁対策などの強化を政府に要望しております。</p> <p>そして、地方最低賃金審議会への期待としまして、力 地方最低賃金審議会への期待等、においてにありますけれども、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点で参考にされるべきもので、地賃の審議決定を拘束するものではないとされ、地賃において地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を發揮することを期待するとされております。その際は、今年度の引上げ額の目安は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準が必要ということや、地域間格差の</p>
-----	---

	<p>是正を引き続き図ることなどを考慮して検討されたものということを配意いただきたいとされております。</p> <p>このほかのことにつきましては、別途中央最低賃金審議会会長代理のメッセージをご覧いただく予定ですので、その中でご確認いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局から、中央最低賃金審議会の目安答申について、伝達、説明がございました。</p> <p>この目安額の答申につきまして、労使委員それぞれのお考えがあろうかと思いますので、お聞きしたいと思います。</p> <p>はじめに、労働者側委員の先生から、お願ひいたします。</p>
労働者委員	はい。
会長	■委員お願ひいたします。
労働者委員	<p>労側委員の■でございます。</p> <p>私からは、最低賃金での年収水準について、発言いたします。</p> <p>現在、最低賃金で1,000円を超える地域は、昨年より増加したものの東京1,072円、神奈川の1,071円に加え、大阪1,023円の3都府県のみです。この、1,000円を超える地域の最低賃金でさえ、年間2,000時間働いても、やっと年収で200万円を超える程度の水準でございます。群馬においては最低賃金895円ですから、同様に算出した場合、年収にして179万円であり、当然200万円には達しません。これでは、一生懸命働いても生活保護程度の年収しか得られず、昨今の消費生活関連物価の上昇を踏まえると、最低賃金法第9条第3項に定める、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を出来る水準を確保できないものと思われます。</p> <p>また、企業を取り巻く経営環境について、企業規模や業種により回復基調の格差が生じていること。新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁やエネルギー問題などの国際情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況にあるなど、非常に難しい状況にあることは理解いたしますが、本年3月15日の政労使の意見交換において、岸田総理より、最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となりましたが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論して</p>

いただきたいとの発言や、先月 28 日に取りまとめられた今年度の最低賃金目安などを踏まえ、将来への不安を払拭し、安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の引上げが必要と考えます。

大変厳しい状況とは思いますが、是非使用者側委員の皆様のご理解・ご配慮をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

会長

はい。他に労働者側委員の先生で、ございましたら。

■委員、お願ひいたします。

労働者委員

はい。労側委員の■です。

私からは、人材確保と人材流出防止の観点について、お話をさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、今、日本の総人口であったりとか、労働力人口は、少子高齢化の波もあって、減少傾向が続いている。

雇用の確保というところでは、群馬県内の企業においても喫緊の課題になっているというふうに思っております。文部科学省が実施しているアンケートの中で、新卒採用者が就職先を決めるにあたって重視していることっていうところがあるのですけれども、これ 1 番が、給与や賞与が高い。二つ目が、自分がやりたい仕事ができるという、そういうのがあるのですけれども。一方で、地元で働くという項目については低い数値となっており、あまり重視されていないという傾向になっております。このアンケートから言えることは、給与や賞与が高く、自分のやりたい仕事があれば、地方への就職に拘らない。都心の方にいってしまうということですね、というような傾向になっているというふうに思っております。

また、転職サービス市場、これが今拡大して、職種や個人のキャリアごとにマッチング企業をみつけることが出来るアプリサービスとか、そういったのが充実して、転職しやすい環境になっております。今、若者を中心とした仕事に対する価値観、こういったところが多様化進んでおりまして、例えば転職に対する後ろめたい気持ち、そういったものがなかったりだとか。更に非正規で働く、雇用体系なども多様化しております。このような状況の中、優秀な人材確保であったりだとか、人材流出を防止して魅力ある企業であったりだとか、魅力ある群馬県にするためには、関東圏でより高い最低賃金の引上げ、そういったことが非常に重要というふうに考

	<p>えております。</p> <p>是非、公益側、使用者側委員の皆様のご理解をいただきたいというふうに思ております。</p> <p>私からは以上です。</p>
会長	<p>他に。■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の■でございます。</p> <p>私から、最低賃金の引上げの必要性について、4点ほど申し上げさせていただきたいと思います。</p> <p>まず1点目ですが、労働人口が減少するなか、特に人材不足が顕著な中小零細企業において、人材確保であったり定着の観点からも、最低賃金の引上げがこれまで以上に必要であること。</p> <p>2点目は、今年の春闘では、30年ぶりに高い水準での妥結結果となり、例年以上の賃上げの広がりと底上げを図ることが出来たので、この流れを最低賃金の引上げに繋げ、最低賃金近傍で働く非正規労働者をはじめ、すべての労働者の生活を守るという観点で、引上げを図ること。</p> <p>3点目でありますが、労働者の生計費に関する指標であります消費者物価指数を考慮した引上げが必要であること。</p> <p>そして最後、4点目です。ランク制度の見直しにより近隣県と同様のBランクとなり、今年は40円の目安が示されましたが、誰もが時給1,000円への到達にはまだまだ程遠く、近隣県との格差も縮まらないため、地域間格差の是正に向けた底上げ、額差改善に繋げる引上げ額が必要であること。</p> <p>以上、4点の主張をさせていただきますが、最低賃金は暮らしに直結するものであり、昨今の物価高騰に耐えうる金額水準論議をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の■です。</p> <p>前に発言した方々と一部重複する部分もございますけれども、ご了承いただければというふうに思います。</p> <p>2022年度における消費者物価指数は上昇局面に展開して、全国3.2%上昇しております。特にということで、電気代や食料品といった生活に欠かせない品目の値上がりが大きく、生活防衛のための賃上げというところの観点ですね、2023年の春闘というところは求められていたというふうなことになっております。</p>

	<p>過年度物価指数というところに加えて、物価は現在進行形で上がり続けております。直近で、帝国データバンクの公表で4月、多くの食品の価格が値上がりをし、10月にもピークが控えているというふうな公表がございました。</p> <p>また、人口減少を背景とした採用難、人材流出といった継続的な人手不足の課題というものは、これまでにも増して顕著に表れており、群馬県内でも同様の状況になっているというところは、公益側委員の皆様、使用者側委員の皆様共通の認識となっているというふうに考えております。</p> <p>そういうところを背景に、2023年は物価上昇による賃上げの必要性、急速に社会全体でそういったものが醸成されて、私JAMという中小労組が多く集まる産別からここに出させておりますけれども、JAMとしては結成以来最高の賃上げという結果になりました。ただ、過去最高の賃上げと申し上げましても、一方でやはり事業状況、支払い能力という観点で、賃上げはゼロだったというところも、やはり存在しております。この状況、なぜゼロだったのかというところ、使側の方々、私も何人もお会いをしてお話をしましたけれども、やはり社会情勢的にも気持ち的にも賃上げというものを行いたい。行いたいけれども、現状の財務状況では非常に厳しいのだという、企業側の皆様、多くいらっしゃいました。</p> <p>先ほど、事務局の方から中賃のご報告をいただきましたけれども、そういう企業でも賃上げが出来るようにということで、枠組みとして法的な支援というところが、一層活用できるようにというところは、労側としても懸命に取り組んでおるところでございますし、そういう収益性の厳しい企業が、どうやったら収益性を改善することができるのかというところも、社会的な課題であるというふうに認識をして、労働組合としても取り組んでいる最中であるというふうにお伝えをさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>最低賃金近傍で働いている方々の多くは、いわゆる非正規雇用といわれている方々です。物価上昇局面が続く中で、そういう方々の生活を守るという点でも、この審議会で議論を尽くしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	■委員、お願ひいたします。
労働者委員	はい。労側■です。よろしくお願ひいたします。 本年度の目安審議については、制度発足以来、初めて見直されました、新たな3ランク制度に基づいて行われまして、先ほど■委

	<p>員からもありましたけれども、労働者の生計費に関する指標であります消費者物価指数が注視されたということで、10月から6月までの持ち家の帰属家賃を除く総合、この対前年同期比ということでは4.3%となっておりまして、目安の全国加重平均の最低賃金の引上げ率も、これと同様の4.3%。額にしまして「41円」が示されたということで、Bランクの群馬としましては、目安額が「40円」になったということです。</p> <p>この目安額は、過去最高であるということなのですけれども、社会全体の賃金の底上げ、ここに繋がる提示額だとも思っておりますけれども、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守る、こういった観点では十分ではないとも思っております。</p> <p>のような状況の中、全国加重平均では1,000円に到達するかもしれません、現在の群馬県の最低賃金は895円であります、目安額での引上げでは、先ほど他の団体の意見陳述にもありましたけれども、ただちに1,000円以上への引上げ、また1,500円の実現、こういったところには程遠い状況にあるということです。</p> <p>また、近隣県と同じBランクになったとはいえ、同額の引上げでは地域間格差は解消されませんし、この課題を解決しなければ、先ほど来ありますように、労働人口の減少する中、人材確保や定着にも繋がらず、隣県や他の大都市への労働力の流出の一因となり、県内の経済への悪影響が懸念されると考えております。</p> <p>のことからも、群馬県は危機感を持って論議をしていかなければならぬというふうに考えております。</p> <p>ここ数年、群馬県ではほぼ目安額での引上げで結審されてきましたけれども、今年度については近隣県との格差も縮めまして、地域間格差を少しでも解消して、魅力ある群馬県にすべく、先ほどの繰り返しになりますけれども、危機感をもって論議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、是非公益委員、また使用者側委員の皆様のご理解をいただければというふうに思います。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	はい。ありがとうございます。 それでは、使用者側委員の先生からもお願ひいたします。
使用者委員	はい。
会長	では、■委員、お願ひいたします。
使用者委員	使側委員の■でございます。

	<p>今までの労側の意見は、理解できるところもございますが、ただピヨンドコロナというのですかね。今年5月にコロナが5類になって、業界にもよるのでしょうけれども、飲食産業、それから観光業界っていうのは、だいぶ状況が良くなってきたと。ところが、我々を取り巻くような、ものづくりの世界であったり、中小企業の世界では、先ほども話は出ておりますけれども、原材料の高騰、それからエネルギー価格、ガソリンであったり電気であったり、そういう類のものがどんどんどんどん高くなっています。更に追い打ちをかけるのが、為替が急激に円安に振れていますので、ほとんどの輸入部品が、2割やそこらは購入価格が高くなってしまう。輸入コストアップを販売価格に反映できない。例えば昨日食品が千何百項目から値上がりしましたけれども、正直食品は簡単に値上げ出来るんです。しかしながら、我々中小企業としては、大手さんの理解を得られないと、値上げは出来ないわけですね。そんな中で我々から望むということであれば、大手発注企業さんは、すべてパートナーシップ構築宣言を結んでいただいて、我々の方から、これだけ原材料が上がった、これだけエネルギーが上がったのだというのだということを、認めていただけないと、結局全部しわ寄せは、中小企業の経営の方に回ってきます。正直言いまして、ない袖は振れない状態になってしまいます。それでは人材の育成も進まないですし、賃金も上げられない。そういう状況にありますので。やはり、大手の発注企業さんに、率先してパートナーシップ構築宣言を結んでもらい、中小企業の原材料の上がった金額であったり、エネルギーの高騰については、せめて認めていただけないと、賃上げの原資が出てこない。その部分につきましては、是非労側の皆さんにも理解をいただきたいなと思っております。</p> <p>また、昨年度30円、過去最高という形で上がったわけですけれども、今年の目安が40円ということで、また更にその過去最高を上回るような目安が出ているわけで。それに対してどこまで我々が擦り寄れるかというのもあるのですけれども、世の中の状況は、こちらの方でも理解しているつもりですので。なかなか厳しいところの話し合いにはなると思いますけれども、是非今の環境を理解していただき、本当にまだ戦争も終わっていませんし、やはり全体的な環境が良くならないと動きが出てこない部分というのも、ご理解いただきたいなと思いまして、発言させていただきました。是非、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	はい。■委員、お願ひいたします。

使用者委員	<p>使用者側、■です。</p> <p>■委員と重複いたしますけれども、近年、最低賃金の大きな引上げが続いています。現在、求人難の中、長時間労働を是正し、物価高によるコスト増を抱えながら、更に最低賃金を企業努力で吸収することを難しいと考えている中小企業は、少なくないと思います。社内改革や顧客の理解を得ながら価格転嫁を進めていくにも、やはり時間が必要となります。</p> <p>今回も、目安の引上げ幅は過去最高と報道されていますが、最低賃金は企業の経営状況に関わらず、労働者を雇用するすべての企業に適用され、罰則規定も設けられているものです。地元中小零細企業が、日本国及び地域社会に提供している技術やサービスなどの価値が、この最低賃金により過度に損なわれることがないよう、慎重に変更幅を決定することが大切であると考えております。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	■委員、お願ひいたします。
使用者委員	<p>はい。使用者側の■と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>最低賃金というものに関してなのですが、これはあくまでセーフティネットという考え方方が一般的でありまして、例えばテレビとかで最近報道されておりますけれども、コストコが1,500円になっていますとか、うちの会社でも1,200円くらいですけれども、いろんな業種がありますけれども、ある程度のセーフティネットという感覚の中で決めなければいけないというところが、まず第1点と。あとは、中央の方の審議会で、目安をいただいたものがありますので、それを参考に決めていきたいなというふうに思っています。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
会長	■委員、お願ひいたします。
使用者委員	<p>はい。使用者委員の■でございます。</p> <p>今お三方から色々お話がありましたとおり、使用者側、企業側としましては、非常に今、厳しい環境の中にある。特に、いろんな変化が一度に訪れております。一つは、コロナ禍ということで、我々が過去に経験したことがない大きな病気が世界中で蔓延したわけですけれども。その影響があまりにも大きすぎたというところです。まだ完全に収束はしていませんから、まだまだ先行き不透明ということもあるでしょうし。そして、為替の影響もあると思います</p>

けれども、色んな原材料価格の高騰ということで。この上げ幅につきましても、本当は誰もが経験したことがないような金額で、原材料価格が上がっているわけです。そういうところが、ものづくりに色々な影響を与えている。

そして、併せまして、これはある意味で働き方改革ですとか、労働環境の部分。そういうところも、ここ数年大きく変わっている。その中の一つが賃金ということにもなると思いますし、色々な働き方自体も変えていくには、コストもかかることもありますので。そういうところも、一気に進んできている。

企業を取り巻く環境としては、これだけ大きな変化が発生してきているわけです。そういうところも気にかけなければいけないということもあります。

併せまして、特に自動車関係は今大きな大変革期ということで。発展というより、どうやって生き残っていくかというようなことを考えている状況にございます。そのためには、もちろん人のこともありますし、色々なこれから投資のことも考えております。そういう意味で、環境を考えても、こういった大きな変化の中にいるわけですので。我々としても、出来る限りの最低限の賃上げということについては必要だというふうには、それは、理解はしている。労働者側のみなさんの意見もおっしゃるとおりだと思いますけれども、一方で、企業側の抱える課題も今非常に厳しいものがあるというところも、是非ご理解いただければなというふうに思います。

そういう中で今回目安額も提示されておりますけれども、その辺も頭にいれながら、議論を進めていければなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

会長

████████ 委員、お願ひいたします。

使用者委員

はい。使用者委員の █████ でございます。よろしくお願ひいたします。

毎回申し上げておりますけれども、ここで審議をしておりますのは群馬県の最低賃金でありまして、群馬県の採用賃金ではありません。採用が出来ない、人がいないというふうに頭を抱えて悩んでいるという企業ばかりが群馬県にあるわけではなくて、採用どころじゃない、日々大変だよというところもあるわけです。そういうのを全部ひっくり返して適用されるのが、この最賃でございますので、視点の置き方によっては、こう厳しい企業の、それこそ生殺与奪を決定するような、そんなものにございます。

	<p>なおかつ、最低賃金は上がって、採用賃金は上げなくていいのか。採用賃金だけ上げればいいわけではなくて、社内全体の賃金を変えていかなければならない。そう考えますと、目安として40円と出ておりますけれども、とてもとても考えられない数字ではないか、ということあります。</p> <p>なおかつ、この40円という数字の根拠が、非常に不明であります。例えば、前回いただきました資料の連合の調査等によりますと、今年の春の賃上げの数字は、3.58%であります。3.58%、これを895円に照らしますと、32円であります。この3.58%には、当然この物価高というのも加味した企業の賃上げということで、これが反映されて、3.58%になったはずであります。40円という数字は、4.46%にもなるということであります。この格差の意味が、ちょっとよくわからない。なんとなく、さっき4.3%という数字がありましたけれども、これは10月から6月の消費者物価指数上昇率と書いてありましたけれども。報道なんかで見ますと、1,000円というものがまずあって、そこにどう数字を組み立てるかという、なんだかゲームみたいな、そんな話で目安が決まっているようなふうにも受け止められます。</p> <p>いずれにしましても、本当に死活問題として、従業員の方労働者の方もそうでしょうが、企業の方も死活問題として。この最低賃金が企業を苦しめる、反セーフティネットになってはいけないというふうに思う次第でございます。そんな点からも、慎重な審議をさせていただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、公益の先生方、なにかございますでしょうか。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。では、今後は専門部会で具体的な審議をしていただくことにしたいと思います。</p> <p>事務局は、次の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、お手元の資料の方、説明させていただきます。</p> <p>資料3ですが、こちらは、北関東ユニオンネット共同代表交通ユニオンから、群馬労働局長あてに提出されました要請書でございます。</p>

	<p>資料4ですが、こちらは先ほどの意見陳述に使われております、最低賃金の改正に関して、意見聴取の公示によって提出されました意見書の写しでございます。</p> <p>(1)は、群馬県労働組合会議から提出された、最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書です。</p> <p>(2)は、生協労連コープネットグループ労働組合から提出された、2023年度の最低賃金額の審議にむけた意見書でございます。</p> <p>(3)は、群馬県医療労働組合連合会から提出された、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書でございます。</p> <p>(4)は、群馬県自治体一般労働組合から提出された、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>次に資料5ですが、こちらは、群馬県労働組合会議から提出されました、群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書、と題した署名1,633筆の表紙と用紙でございます。</p> <p>署名につきましては、会長席に置かせていただいております。</p> <p>また、これら意見書や署名につきましては、厚生労働本省にも報告しておるところでございます。</p> <p>資料6は、令和5年6月分の労働市場速報。</p> <p>資料7は、前橋財務事務所作成公表の、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料8は、群馬県における生活保護と最低賃金を比較したものでございます。</p> <p>資料9は、次の議題となります、特定最低賃金改正決定にかかる申出書でございます。</p> <p>資料の説明は、以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>資料につきまして、ご質問等ございますでしょうか。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今後は、意見陳述や意見書及び資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>では、次の議題、特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。それでは、再び資料9をご覧いただきたいと思います。</p> <p>群馬県の特定最低賃金4業種につきまして、最低賃金の改正決定の申出がございました。</p> <p>1件目が、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正に関して。2件目が、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正に関して。3件目が、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関して。4件目が、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金に改正に関する申出書でございます。</p> <p>それぞれ申出の要件となっております、「基幹的労働者の概ね3分の1以上の『労働協約』又は『合意』が必要とされている」ということを満たしておりますので、最低賃金法第21条の規定に基づき、その改正決定の必要性の有無についての意見を求める諮問文を、加藤労働局長から谷口会長の方に、お渡しいたします。</p>
労働局長	どうぞよろしくお願ひいたします。
	【局長より会長へ諮問文手交】
会長	<p>はい。ただいま、局長から諮問をお受けいたしました。</p> <p>諮問文に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。説明にあたりまして、諮問文の写しを、お配りしたいと思いますので、お待ちいただければと思います。</p>
	【諮問文（写）を各委員、傍聴人に配付】
事務局	<p>それでは、皆様にお配りいたしましたので、諮問文の説明をさせていただきます。</p> <p>諮問文は先ほど申し上げましたとおり4業種についてございます。4業種ございますけれども、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業についてのみ読み上げさせていただきまして、他の業種につきましては、表題の読み上げのみに省略させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。</p>
	【諮問文朗読】

事務局	<p> 諸問文は以上でございます。 特定最低賃金の改正決定につきましては、労使のイニシアティブによるものであること、関係労使の合意が基本となること、とされております。 日程の関係もございまして、次回の審議会において改正決定の必要性の有無をご審議いただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。 以上でございます。</p>
会長	<p> はい。ただいまの諸問文につきまして、質問等ございますでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p> よろしいでしょうか。 はい。それでは、次回の審議会では特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、ご審議をよろしくお願ひいたします。 では最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたら、お願ひいたします。</p>
事務局	<p> 特にございません。</p>
会長	<p> はい。それでは、本日の議事は以上となります。 全体を通して、質問等ございますでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p> 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 これで第453回最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でございました。</p>